（両面印刷、表面）

別表第一（記入箇所は赤囲みの範囲）
T2010

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

輸入（承認・割当）申請書

申請者
氏名又は名称
及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　資格＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　申請年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の（△輸入の承認を輸入貿易管理令第４条第１項 △輸入割当てを輸入貿易管理令第９条第１項）の規定に基づき申請します。

Ⅰ 申請の明細

1 関税率表の番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域（船積港）	数量及び単位（金額）
①	②	この欄は記入不要	③	④	⑤
					総額(US$)
					この欄は記入不要
備考					

Ⅱ 輸入割当て

※上記Ⅰの輸入は、輸入貿易管理令第９条第１項の規定に基づき、Ⅱの数量及び単位を　割り当てる　・　割り当てない　・　次の条件を付して割り当てる

Ⅲ 輸入承認

※条件

経済産業省

記名押印＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　記名押印＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

郵送申請する場合

【輸入割当申請時の記入について】

「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、会社名又は個人名（個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。））を、以下「住所」、「電話番号」、「資格（代表取締役などの代表者の役職）」、「申請年月日」を記入

①②各輸入発表の「実行関税率表の番号等」「商品名」を全て記入

③④輸入する貨物の原産地及び船積地域を国名で記入し、商社割当て（A1,A2）及び需要者割当ての申請において、複数の原産地及び船積地域からの輸入を予定している場合は「etc.」の記入も可能。（etc.のみは不可。例：国名, etc.）なお、品目によって原産地が制限されている場合があるため各輸入発表を確認すること

⑤申請する数量又は金額を記入し、単位（KG,MT,US＄,枚）については各輸入発表を確認すること

【※印又は＊印（以下、印という。）の使用ルールについて】

・①②⑤はどの割当申請においても記入した内容の両端に印を使用すること

・漁業者割当て、海外水産開発割当て及び先着順割当ての場合は③④も印を使用すること

・韓国を原産地とする「水産物」及び「無糖の味付けのり」については、どの割当てでも③は印を使用すること

・「干しのり」商社割当て（A1,A2）、「のりの調製品」商社割当て（A1）及び需要者割当てについては③に印を使用すること

（Ⅰ 申請の明細　記入例）

1 関税率表の番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域（船積港）	数量及び単位（金額）
※0301・99-2 03・02　03・03 03・04　03・05 03・09※	※活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ及び乾燥のさば並びにさばの粉及びフィッシュミール※		※Norway※	※Norway※	※100,000KG※
					総額(US$)
備考					

（両面印刷、裏面）

（裏面）

1 ※輸入承認状況（輸入割当て関係）

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量（金額）	未承認数量（金額）	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通関（輸入承認関係）

税関申告番号及び申告年月日	商品名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認月日及び税関押印

3 ※銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄（輸入承認関係）

送金年月日	金額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

注 （1）※印のある欄は、記入しないこと。
（2）「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。
（3）用紙の大きさは、A列４番とすること。
（4）記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。